計算書類に関する注記(就業生活支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針 該当資産なし
- (2)棚卸資産の評価基準及び評価方針 棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法 建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウエア – 定額法 有形リース資産 – リース期間定額法
- (4) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金-一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち 法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金 -職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち 当期に帰属する額を計上している。
 - ・徴収不能引当金-債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収することが不 可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能 見込額を計上している。
- (5)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に 加入している。
- (2) 民間退職共済制度

一般財団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) 就業生活支援センター拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、 第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
 - ア 雇用安定事業
 - イ 生活支援事業
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア 雇用安定事業
 - イ 生活支援事業

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

8. 重要な後発事象

該当なし

9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び 純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし